

いの町地域公共交通活性化協議会

例 規 集

平成 21 年 6 月版

いの町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 いの町地域公共交通活性化協議会(以下、「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下、「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所をいの町1700番地1に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 前3号の掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条の規定に基づく委員の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) いの町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者
- (4) 鉄道事業者

- (5) 住民又は利用者の代表者
 - (6) 四国運輸局高知運輸支局長又はその指名する者
 - (7) 高知県産業振興推進部公共交通課及び地域づくり支援課
 - (8) 高知県警いの警察署長又はその指名する者
 - (9) 道路管理者
 - (10) 学識経験者
 - (11) その他協議会が必要と認める者
- (委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下、「会議」という。)は、会長が召集し、副会長が議長となる。

2 会議の議決方法は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

4 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 協議会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、いの町企画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の監査は、会長が別に定めることとし、委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年3月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年6月12日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

いの町地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いの町地域公共交通活性化協議会規約（以下、「規約」という。）第14条の規定に基づき、いの町地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、いの町からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下、「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかにいの町長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、規定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費に充用は、いの町の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第 6 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第 7 条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第 8 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、いの町の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか必要な簿冊

(決算等)

第 9 条 会長は、毎会計年度終了後、遅延なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第 13 条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第 1 項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかにいの町長に送付しなければならない。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 21 年 3 月 19 日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第 2 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは「第 1 回の」に、読み替えるものとする。

2 協議会が設けられた年度の会計年度は、第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、設立の日から、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2 (第 4 条関係)

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

いの町地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いの町地域公共交通活性化協議会規約（以下、「規約」という。）第12条の規定に基づき、いの町地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の資料作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、いの町企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、いの町の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること
- (3) 物品及び現金の出納に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、いの町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、いの町において定められている公印の取扱いの例による。

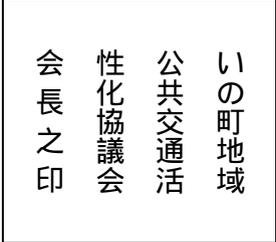
(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年3月19日から施行する。

別表(第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
いの町地域公共交通活性化協議会 会長の印		てん書	18 × 18	会長名をもって発する文書	1	事務局長

いの町地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いの町地域公共交通活性化協議会規約（以下、「規約」という。）第14条の規定に基づき、いの町地域公共交通活性化協議会の委員（以下、「協議会委員」という。）及び規約第13条に規定する監査委員（以下「監査委員」とする。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員及び監査委員の報酬は、日額7,700円（会議の時間が3時間以下の場合は、日額5,390円）とする。ただし、国、県、町、その他申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

2 規約第8条第4項の規定により委員以外の者に出席を依頼した場合は、前項の規定を準用する。

(費用弁償の額)

第3条 前条第1項及び第2項に規定する者が、公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、国、県、町、その他申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、いの町の例により支給するものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年3月19日から施行する。